

市環2-1

許認可等の内容	産業廃棄物再生利用業の指定		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条第1項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	24日	設定日	平成30年4月1日
審査基準 法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号、法施行細則第24条各項並びに産業廃棄物再生利用業に係る指定基準（平成30年鳥取市告示第191号）、産業廃棄物再生利用業個別指定事務処理要領（平成30年4月1日施行）による。			

市環2-2

許認可等の内容	産業廃棄物再生利用業の変更指定		
根拠法令及び条項	鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条第5項		
担当課	環境保全課	処分権者	市長
標準処理期間	24日	設定日	平成30年4月1日
審査基準 法施行細則第24条各項及び産業廃棄物再生利用業に係る指定基準（平成30年鳥取市告示第191号）、産業廃棄物再生利用業個別指定事務処理要領（平成30年4月1日施行）による。			